

# 第5次岩倉市一般廃棄物処理計画<推進計画>の概要

## 1 計画の位置づけ

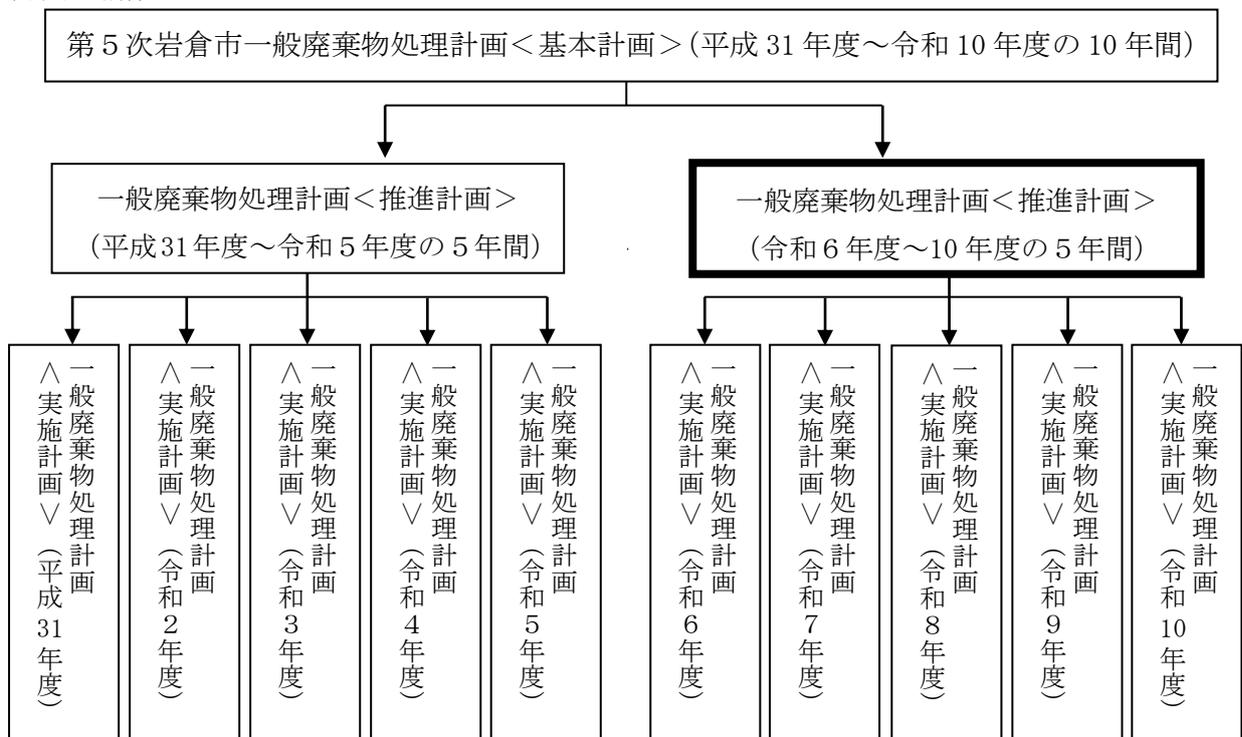
一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第7条第1項の規定に基づき策定するものです。

「第5次岩倉市一般廃棄物処理計画」は、2019年度（平成31年度）から2028年度（令和10年度）までを見通した総合的な計画であり、長期的な視点に立ち、今後のごみ処理施策の基本的な方針を示した「基本計画」と、その具体的な推進方策を示した「推進計画」（5か年）及び単年度の「実施計画」からなります。

本推進計画は、基本計画に盛り込まれているごみ処理施策の目標の達成に向けて、市民・事業者・市が一体となって、ごみの減量化・資源化、適正処理に取り組んでいくときの指針となるものです。後期の推進計画として前期の推進計画を引き継ぐとともに、基本計画の見直しを反映させ、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの間に実施すべきごみ処理施策の体系を示すとともに、個々の事業ごとの目的、条例根拠、事業計画を具体的に示すものです。

## 2 計画の期間 推進計画（後期） 5年間（令和6年度～令和10年度）

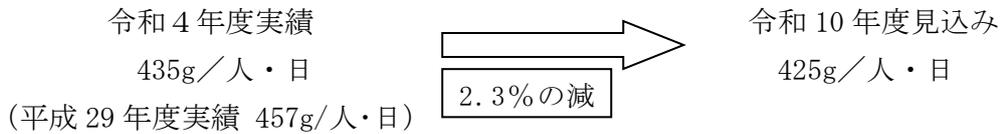
## 3 計画の構成



#### 4 減量目標

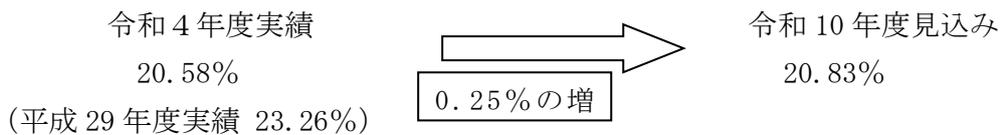
(1) 収集ごみの減量目標 <目標年度：令和10年度>

家庭系ごみの1人1日あたりの排出量2.3%削減をめざします



(2) 資源化目標 <目標年度：令和10年度>

資源化率\*約21%をめざします



$$\text{※ 資源化率} = \frac{\text{収集資源物} + \text{集団回収量}}{\text{収集ごみ量} + \text{収集資源物} + \text{集団回収量}}$$

#### 5 施策内容

3Rの推進を基本とし、環境への負荷をできるだけ少なくした省資源・省エネルギー・資源循環型のまちづくりを実現するために、次の4つの基本方針に基づき計画的かつ総合的な事業を展開していきます。

方針1	市民・事業者・市の協働によるごみ減量・資源化の一層の推進
方針2	資源循環型社会に対応した効率的な分別収集や減量化の推進
方針3	環境配慮型のごみ処理システムの構築
方針4	清潔で美しいまちづくりの推進